

時間外・休日の結核発生届けについて

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)第12条の規定により医師は、結核と診断した場合は、直ちに最寄りの保健所に届け出てください。

届出手順

①「結核発生届」に必要事項を記入しFAXしてください。

★結核発生届の様式は、中部福祉保健所ホームページよりダウンロードできます。

<http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/fukushi/hoken-chubu/kenko/documents/kekakuyousiki12.pdf>

中部保健所 FAX 938-9925

②中部保健所にFAXする旨の電話連絡をしてください。

*原則として、平日・休日の5:15pm以降のご報告では、結核担当は翌日の朝以降に対応しますが、緊急の対応が必要な場合はその旨守衛へお伝え下さい。

中部保健所 電話 938-9820

*守衛が巡回中の場合、電話を取れないことがあります。しばらくしておかけ直し下さい。

<担当>

中部保健所 結核相談室

電話 938-9820